

別冊（参考資料）

- ・ 議題 3 . . . p 1 ~ 3
- ・ 議題 4 . . . p 4 ~ 5
- ・ 議題 7 . . . p 6 ~ 1 1
- ・ 議題 8 . . . p 1 2 ~ p 1 6
- ・ 議題 9 . . . p 1 7 ~ p 2 7

佐賀県知事管理区分佐賀県知事管理量に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則（令和2年規則第 号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則</p> <p>平成31年2月1日 佐賀県規則第2号</p> <p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則をここに公布する。</p> <p>佐賀県知事管理量に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）</u>第10条第2項の規定に基づき、<u>知事管理量</u>に係るくろまぐるをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小型くろまぐる 30キログラム未満のくろまぐるをいう。</p> <p>(2) 大型くろまぐる 30キログラム以上のくろまぐるをいう。</p> <p>(3) <u>管理期間</u> 小型くろまぐる又は大型くろまぐるに係る知事管理量による<u>管理の対象となる期間として法第3条第1項の基本計画で定める期間をいう。</u></p> <p>(4) <u>定置漁業等</u> 漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業及び佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号）第7条第15号に規定する小型定置網漁業をいう。</p>	<p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則</p> <p>令和3年 月 日 佐賀県規則第_号</p> <p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則をここに公布する。</p> <p>佐賀県知事管理区分に係るくろまぐるの採捕の停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）</u>第3条第2項の規定に基づき、<u>知事管理区分</u>に係るくろまぐるをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小型くろまぐる 30キログラム未満のくろまぐるをいう。</p> <p>(2) 大型くろまぐる 30キログラム以上のくろまぐるをいう。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

(採捕状況の告示)

第3条 知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(1) 小型くまぐるろ又は大型くまぐるろの採捕の数量（以下「採捕の数量」という。）が、知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(2) 定置漁業等に係る採捕の数量が、法第4条第1項の都道府県計画（以下「県計画」という。）で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(3) 定置漁業等以外の漁業に係る採捕の数量が、県計画で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

第4条 知事が前条の規定により次の各号に掲げる規定に該当する旨の告示をした場合には、当該各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくまぐるろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

(1) 前条第1号 定置漁業等、定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者

(2) 前条第2号 定置漁業等を営む者

(3) 前条第3号 定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(採捕状況の告示)

第3条 知事は、管理年度ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(1) 小型くまぐるろ又は大型くまぐるろの採捕の数量が、知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

削除

削除

(採捕の停止)

第4条 知事が前条の規定により採捕の停止の告示をした場合には、佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理年度の末日までの間は、当該告示に係るくまぐるろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

削除

削除

削除

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係るくまぐるろを採捕することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

根拠法の変更内容等

		改正前	改正後	備考
採捕の停止に関する規則の主な変更点	根拠法	(～R2.11.30) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (採捕の停止等) 第10条第2項	(R2.12.1～) 改正漁業法 (採捕の停止等) 第33条第2項	
	名称	佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(廃止)	佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(新規)	
	対象魚種	第1種特定特定海洋生物資源	特定水産資源	魚種 同じ
	対象	漁業者及び遊漁者	漁業者(遊漁者は国が規制)	
	罰則	法に規定される罰則は、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科(法第22条第1号)	法に規定される罰則は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法第190条第2号)	

○農林水産省令第六十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十三条第一項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関する省令を次のように定める。

令和二年十月七日

農林水産大臣 野上浩太郎

特定水産資源の採捕の停止に関する省令

1 農林水産大臣が漁業法第三十三条第一項各号のいずれかに該当すると認めると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該告示しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

佐賀県有明海漁業協同組合 定款（一部抜粋）

（暴力団員等の排除）

第9条の2 前条の規定にかかわらず、**暴力団員等**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）**又は暴力団員等がその事業を支配する者は、この組合に加入することができない。**

2 前条第1項の加入申込書には、前項に規定する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても当該者に該当しないことの確約を記載した書面を添付しなければならない。

（除名）

第15条 **組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会又は総代会の議決によって除名することができる。**この場合には、総会又は総代会の日から一週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会又は総代会において弁明する機会を与えなければならない。

（1）～（2）略

（3）この組合の事業を妨げる行為をしたとき（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある当該組合員が、この組合又は他の組合員に損害を与え、又は損害を与えるおそれのある行為をしたときを含む。前号又は次号の規定に該当する場合を除く。）

（4）略

（5）第9条の2第2項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

2 略

もがい特別採捕実績の推移

[単位] 採捕従事者：延べ人数、採捕量：kg

採捕年 支所名	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年度		令和2年度	
	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量
東与賀町	10		9		7		7		5		5		3	
佐賀市	21	72,000	21	50,000	20	50,000	20	50,000	17	45,000	20	42,000	16	
久保田町	6	8,000	6		6		6	1,000	2		2		0	
芦刈	65	15,580	65	13,440	64		64		58		54		46	
福富町	13		13		12		12		9		9		8	
新有明	14	2,000	12	9,200	11	8,000	11	6,000	13	3,000	13	48,000	13	34,000
白石	6	31,553	6	27,000	5	15,000	5	13,300	5	3,349	5	155,235	6	38,838
鹿島市	107		109		104		104		99		100		94	
たら	26	66,000	28	25,770	24		24		19		19		20	
大浦	8	103,426	8		8		8		4		5		4	
計	276	298,559	277	125,410	261	73,000	261	70,300	231	51,349	232	245,235	210	72,838

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日
昭和56年10月 5日一部改正
平成 5年 1月20日一部改正
令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

平成30年7月24日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第42号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、平成28年2月18日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第29号及び同第30号は、平成31年3月1日をもって廃止する。

平成31年2月12日

令和3年2月4日一部改正

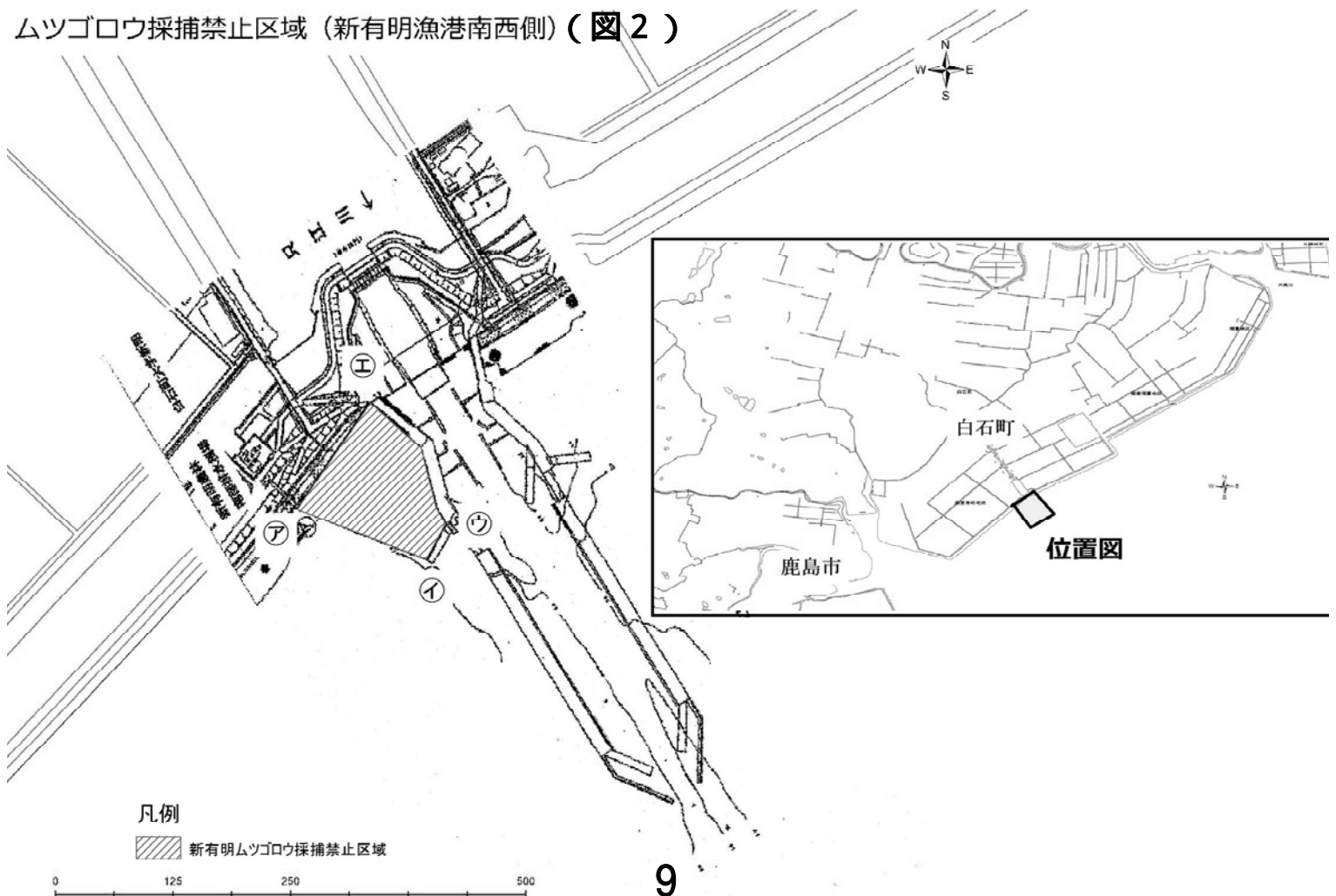
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎搦排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、平成31年3月1日から令和5年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域 (新有明漁港南西側) (図2)



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和2年4月28日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和2年5月21日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永重昭

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までとする。

職務・職責に応じた給与制度の導入について

令和3年2月 人事課

見直しの背景・方針

1 職務給の原則の徹底

- 改正地公法（H28.4施行）において職務給の原則の徹底が求められている。
- 平成29年の人事委員会報告において、「本委員会においても、任命権者と協議しながら、本県の実情に即した職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築するため、給料表の在り方について検討していく必要がある。」と指摘されている。

2 職員の職務や職責に報いる制度の実現

- 職務・職責が異なる職が同一の級に格付けされているため、昇任しても必ずしも給与への反映がなく、職員が担う職務・職責に報いることができていない。
- 職員への意識調査で、職務・職責に応じた給与制度を徹底した方がよいとの意見が多い。

職務・職責をより反映した給与制度への見直し（職の見直しを含む）

- ① 原則としてひとつの級にひとつの職を対応させる
 - ② 係長同等の職務を行うスタッフ職として「主任主査」を新たに設置
（現行の副主査を「主査」に改める）
- ✓ 職と給与（級）の一致により昇任と給与が連動することで透明性が高く分かりやすい制度、職員の頑張りや責任に報いる制度が実現

改正案【行政職】

- ✓ 令和3年4月1日付けで新たな職を設置することに伴い、等級別基準職務表（佐賀県職員給与条例）を改正し、原則としてひとつの職に対してひとつの級を対応させる。
- ✓ 4級（係長級）、5級（副課長級）への昇格対応を見直し、ライン職に対しては新たに加算額を措置

改正前		改正後					
級	標準的な職務	役職加算	標準的な職務	加算措置	役職加算		
5	困難副課長	10%	5 副課長	○	10%	—	10%
4	副課長 困難係長 困難主査	副課長:10% 係長級:5又は10%	4 係長	○	10%	—	5%
3	係長 主査・副主査	5%	3 主査(新)		5%		
2	高度主事	—	2 高度主事				
1	定型主事	—	1 定型主事				

※ 現行副主査を「主査」に改め、新たに「主任主査」（係長同等の職務を行うスタッフ職）を設置

各委員会等事務局において必要な作業

- ✓ 「主任主査」を新設し、「副主査」を廃止。

要改正規則等	
職の設置に関する規則	昭和31年規則第69号
知事部局 佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程	昭和37年訓令甲第27号
佐賀県労働委員会事務局処務規程	昭和26年訓令甲第1号
議会事務局 佐賀県議会議事事務局規程	昭和36年議会議示第1号
選挙管理委員会事務局 佐賀県選挙管理委員会事務局設置規程	昭和27年選挙管理委員会告示第17号
監査委員事務局 佐賀県監査委員事務局規程	昭和46年監査委員告示第1号
海区漁業調整委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局設置規程	昭和52年有明海区漁業調整委員会告示第1号/松浦海区漁業調整委員会告示第1号

【改正例】

改正前

別表

主幹、係長、主査、副主査、主事

改正後

別表

主幹、係長、主任主査、主査、主事

佐賀県文書規程等の一部改正（案）の概要

総務部 法務私学課

改正の理由

本庁及び所における文書事務の一層の適正かつ能率的な運営の実現する等のため、佐賀県文書規程、佐賀県公印規程、佐賀県電子署名規程等について所要の改正を行う必要がある。

改正案の概要

- 1 佐賀県文書規程について、題名を佐賀県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に改めるとともに、次に掲げる内容の改正を行うこととした。（第1条関係）
 - (1) 適正かつ能率的な文書管理が必要な理由に「県政に関する文書の散逸防止」を加えることとした。（文書管理規程第1条関係）
 - (2) 同種の事案等で多量に発生する文書への文書記号の付与（枝番号）について必要な事項を定めることとした（文書管理規程第4条関係）
 - (3) 文書管理に係る所属長、職員の責務等について定めることとした。（文書管理規程第5条の2及び第8条の2関係）
 - (4) 公印の押印及び電子署名は、法令等に定めがある場合など、重要な文書に限り行うこととした。（文書管理規程第34条関係）
 - (5) その他文書事務の適正かつ能率的な運営のために必要な改正を行うこととした。
- 2 佐賀県公印規程、佐賀県電子署名規程について所要の改正を行うこととした。（第2条及び第3条関係）
- 3 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。
- 4 令和3年4月1日から施行する。ただし、3については公布の日から施行

「大型くろまぐろ」に関する緊急議題について

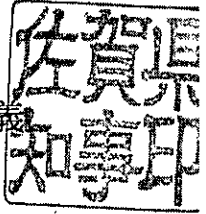
- ◎ 今漁期 (R2. 4. 1~R3. 3. 31) の佐賀県の大型魚の漁獲枠は、8.6トン
- ◎ 2/21 までの漁獲量は、0.7トンで漁獲枠に占める割合は約8%
- ◎ 2/22 玄海地区の沿岸定置で0.9トンの漁獲、計1.6トン(約19%)
- ◎ 2/24 同沿岸定置で4.5トンの漁獲、計6.1トン(約71%)
 - ⇒ 漁獲枠の70%超、「佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画、くろまぐろの保存及び管理に関する方針」に基づき、漁獲制限の勧告発出
- ◎ 2/25 2/26 開催の松浦海区への付託に関する会長協議 ⇒ 承認
- ◎ 2/26 松浦海区審議 ⇒ 承認、有明海区へ報告 ⇒ 3/19 有明海区で報告
- ◎ 3/3 玄海漁協魚市場クロマグロ荷受停止(3/4~3/31) 通知発出
- ◎ 3/4 水産庁に緊急(県間融通)措置を要望 ⇒ 了承 ⇒ 関係県と交渉
 - ⇒ 青森県(大間漁協)から10トン譲渡可能との連絡
 - ⇒ 青森県が水産庁に届出書提出
- ◎ 3/5 水産庁に届出書提出
 - 玄海漁協魚市場に青森県との調整結果報告
 - 玄海漁協魚市場クロマグロ荷受停止の解除通知発出
- ◎ 3/8 玄海漁協魚市場クロマグロ荷受再開(2.5トンを上限)
- ◎ 3/9 水産庁より大型クロマグロ追加割当(10トン)に関する意見照会
 - ⇒ 異存なしで回答
- ◎ 3/11 水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会で審議 ⇒ 承認
- ◎ 3/12 3/15 開催の松浦海区への付託に関する会長協議 ⇒ 承認
- ◎ 3/15 有明海区から松浦海区への付託 ⇒ 松浦海区審議 ⇒ 承認
 - ☆ 勧告の解除、有明海区へ報告 ⇒ 3/19 有明海区で報告

水産第3551号
令和3年(2021年)2月25日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(諮問)

このことについて、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第8項の規定により、県計画の変更を行う必要があります。

については、別添のとおり第6管理期間に係る都道府県計画の変更(案)を作成しましたので、同法第4条第10項で準用する同法第4条第4項の規定により、貴委員会の意見を令和3年3月1日(月)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

有漁調委第 62 号
令和 3 年 2 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重 昭



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）
に係る協議の付託について（依頼）

今般、佐賀県知事から別紙のとおり諮問があり、緊急に委員会を開催し、答申
する必要がありますが、答申期限までに委員会を開催することが困難であるこ
とから、貴海区での承認をもって当海区の承認とさせていただきたく、下記のと
おり協議を付託します。

記

【付託する協議事項】

「佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）」について

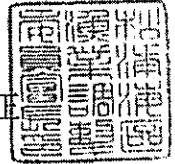
松漁調委第45号

令和3年(2021年)3月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(答申)

令和3年2月25日付け水産第355-1号で諮問のあったこのことについては、
令和3年2月26日開催の第21期第53回松浦海区漁業調整委員会で審議した結
果、原案に異議はありません。

(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

松漁調委第46号

令和3年(2021年)3月1日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永 重昭 様

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 崎 和 正



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(通知)

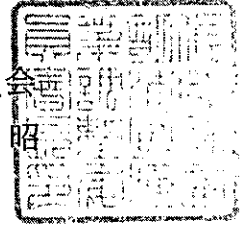
令和3年2月25日付け有漁調委第62号で依頼のあったこのことについては、
令和3年2月26日開催の第21期第53回松浦海区漁業調整委員会で審議した結
果、承認されました。

(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

有漁調委第64号
令和3年3月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更（案）について（答申）

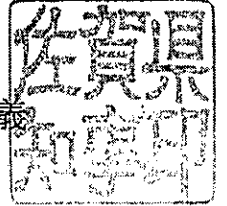
令和3年2月25日付け水産第355.1号で諮問のあったこのことについては、
原案に異議はありません。

水産第3762号
令和3年(2021年)3月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永重昭様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(諮問)

このことについて、旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項の規定により、県計画の変更を行う必要があります。

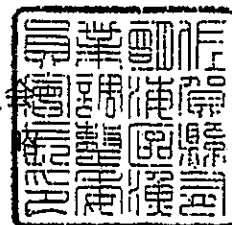
については、別添のとおり第6管理期間に係る都道府県計画の変更(案)を作成しましたので、同法第4条第10項で準用する同法第4条第4項の規定により、貴委員会の意見を令和3年3月15日(月)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

有漁調委第 65 号
令和 3 年 3 月 15 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）
に係る協議の付託について（依頼）

今般、佐賀県知事から別紙のとおり諮問があり、緊急に委員会を開催し、答申する必要がありますが、答申期限までに委員会を開催することが困難であることから、貴海区での承認をもって当海区の承認とさせていただきたく、下記のとおり協議を付託します。

記

【付託する協議事項】

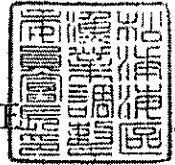
「佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（案）」について

松漁調委第48号
令和3年(2021年)3月15日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 崎 和 正



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(答申)

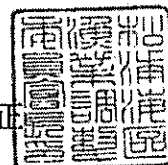
令和3年3月12日付け水産第3762号で諮問のあったこのことについては、
令和3年3月15日開催の第21期第54回松浦海区漁業調整委員会で審議した結
果、原案に異議はありません。

(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

松漁調委第49号
令和3年(2021年)3月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭 様

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(通知)

令和3年3月15日付け有漁調委第65号で依頼のあったこのことについては、
令和3年3月15日開催の第21期第54回松浦海区漁業調整委員会で審議した結
果、承認されました。

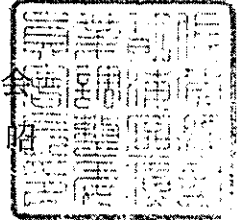
(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

有漁調委第68号

令和3年3月15日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更（案）について（答申）

令和3年3月12日付け水産第3762号で諮問のあったこのことについては、
原案に異議はありません。